

長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者等の介護に従事する人材を育成し、市内の介護事業所等に従事する職員の確保又は資質の向上を図ることを目的として、介護職員初任者研修等を修了した者の当該研修に係る受講料について、予算の範囲内で長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。
- (2) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士試験に係るものをいう。
- (3) 介護事業所等 別表に記載の介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する介護事業所及び障害福祉サービス事業所をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成29年10月1日以降に介護職員初任者研修又は実務者研修（以下「介護職員初任者研修等」という。）を修了した者
- (2) 介護職員初任者研修等を修了後、市内介護事業所等に新たに6月以上勤務し、第5条の交付申請時においても継続して勤務している者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、受講料全額とする。ただし、10万円を限度とし、受講費用に含まれていないテキスト代等は対象としない。また、助成金の交付は1人1回とし、同趣旨の他の助成金等の交付を受けている場合は、その額を除いた額を助成する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、介護職員初任者研修等の修了日の属する年度の次年度末までに市長に提出しなければならない。

(1) 受講料の領収書の写し（宛名が受講者本人のものに限る。）

(2) 修了証の写し

(3) 在職証明書（様式第2号）

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、その結果を長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金交付決定通知書（様式第3号）又は長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による交付決定を受けたときは、長久手市介護職員初任者研修等受講料助成金請求書（様式第5号）により速やかに当該助成金を市長に請求する。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。